

特定行為に係る看護師の研修制度に関するQ&A

2018.3改訂

(1)制度全般について

No.	質問	回答
1	特定行為研修制度の目的は何ですか。	2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。高齢化が進展し、また医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、チーム医療の推進が必要です。医療資源が限られる中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、互いに連携し、患者さんの状態に応じた適切な医療を提供することが求められています。こうした中で、看護師には、患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届けるなど、速やかに対応する役割が期待されています。 このため、本制度は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としています。
2	特定行為研修制度の創設により、看護師にとって何が変わったのでしょうか。	診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為が特定行為として規定されました。これらの特定行為を手順書により行う場合は、看護師に特定行為研修の受講が義務付けられます。
3	特定行為研修を受けた看護師が、手順書により特定行為を行うことのメリットは何ですか。	特定行為研修を受けた看護師が、患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、患者さんや家族の立場に立ったわかりやすい説明ができ、「治療」と「生活」の両面からの支援の促進に貢献します。
4	特定行為研修を修了しなければ、特定行為に相当する診療の補助はできないのでしょうか。	診療の補助の実施に当たっては、従前通り、看護師は、医師又は歯科医師の指示の下、特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。 医療安全の確保の観点から、引き続き、診療の補助を適切に行うことができるよう、病院等の開設者等は、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮等を講ずるよう努めていただきたいと考えています。 また看護師は、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと考えています。 参考法令：看護師等の人材確保の推進に関する法律（平成4年法律第86号）
5	今後、特定行為の追加や見直しは行われますか。	特定行為の追加や見直しについては、改正後の保健師助産師看護師法の公布（平成26年6月25日）後5年を目処に、検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしています。

(2)手順書について

No.	質問	回答
1	手順書は、これまでの医師の指示と何が違うのでしょうか。	手順書は、医師又は歯科医師が看護師の診療の補助を行わせるための事前指示の1つであり以下の①～⑥が記載されているものをいいます。 ①看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲 ②診療の補助の内容 ③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者 ④特定行為を行うときに確認すべき事項 ⑤医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制 ⑥特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法 なお、各医療現場の判断で、上記記載事項以外の事項及びその具体的な内容を追加することもできます。 参考：厚生労働省ウェブサイト『特定行為に係る手順書例集』 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111457.html
2	複数の医療機関で同一の手順書を共有し活用することはできるのでしょうか。	複数の医療機関が、同一の手順書を活用することは可能です。なお、手順書を個々の患者に適用するかどうかは、それぞれの医療現場において患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が判断します。

(3)特定行為について

No.	質問	回答
1	例えば、在宅医療の場で提供が想定される特定行為にはどのようなものがありますか。	在宅医療の場であれば、「気管カニューレの交換」、「胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換」、「末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入」、「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」、「脱水症状に対する輸液による補正」、「感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与」、「インスリンの投与量の調整」、「抗不安薬の臨時の投与」等が想定されますが、これらの行為に関わらず、様々な特定行為のニーズがあるものと考えています。
2	特定行為研修を修了した看護師は、処方や死亡の診断はできるのでしょうか。	処方や死亡の診断は、診療の補助に該当しないため、特定行為研修を修了したか否かに関わらず、看護師は行えません。
3	手順書により特定行為を実施した際の医療事故に係る医師や看護師の法的責任はどうなるのでしょうか。	特定行為の実施により医療事故が発生した場合における責任の問題は、最終的には、個別の事例に応じて司法判断により決められるものであり、個別具体的な状況における過失の有無に応じて責任が判断されることになると思われます。
4	諸事情により、直ちに特定行為研修を受けられない方への経過措置はありますか。	本制度は、改正後の保健師助産師看護師法の施行（平成27年10月1日）の際に既に看護師免許を取得している者については、改正法の施行から5年間が経過措置の対象となります。手順書により特定行為を行う場合は当該経過措置の期間中に、早期に特定行為研修を受けていただきたいと考えています。 なお、手順書によらない場合には、看護師は、これまでと同様に、医師又は歯科医師の指示のもとで特定行為を行うことが出来ます。

(4)研修機関について

No.	質問	回答
1	特定行為研修では、全ての特定行為について学ぶのでしょうか。	特定行為研修では、特定行為区分ごとに研修を受ける必要があります。特定行為区分は1区分ごとに受講が可能です。各指定研修機関によって、受講できる特定行為区分は異なるため、詳細は指定研修機関にお問い合わせください。
2	通信による方法で特定行為研修を受講することはできますか。	できます。 指定研修機関によっては、eラーニング等の通信による方法で研修を実施していますので、詳細は指定研修機関にお問い合わせください。
3	受講者が所属する医療機関などで、実習を行うことはできますか。	できます。 ただし、受講者が所属する施設が指定研修機関の協力施設となる必要がありますので、詳細は指定研修機関にお問い合わせください。
4	標準的な研修期間はどのくらいですか。	現在、指定されている指定研修機関の研修期間は、6ヶ月～24ヶ月です。 指定研修機関により異なりますので、各指定研修機関にご確認ください。
5	特定行為研修機関はどこで確認することができますか。	厚生労働大臣が指定する指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html

(5)修了者について

No.	質問	回答
1	特定行為研修を修了すると資格を取得できるのでしょうか。	資格は取得できません。特定行為研修を修了した看護師には、指定研修機関から、特定行為研修修了証が交付されます。
2	特定行為研修は更新制でしょうか。	更新制ではありません。 特定行為研修は、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものとされています。
3	特定行為研修を修了した看護師は日本中の医療現場で特定行為が行えますか。	特定行為研修を修了した看護師が手順書により特定行為を実施するかどうかについては、それぞれの医療現場で判断されます。
4	特定行為研修を修了した看護師の名称は各施設で自由につけていいのでしょうか。	特定行為研修を修了した看護師の名称については、規定はありません。特定行為研修を修了した看護師であることが患者・家族・医療関係者にわかるように各施設で配慮していただきたいと考えております。
5	特定行為研修を修了した看護師に関する情報は公表されますか。	特定行為研修修了者の名簿については、指定研修機関より厚生労働省に届けられますが、看護師の個人名を厚生労働省で公表する予定はありません。
6	特定行為研修を修了した看護師が実際に患者さんに対して特定行為を行う前に、医療現場において留意しておくべきことはありますか。	特定行為研修を修了した看護師が、当該特定行為を安全に行うことができるよう以下の点に留意することが望ましいと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為に係る知識及び技能に関して事前の確認を行うこと（確認の際には、指定研修機関から発行される「患者に対する実技を行う実習内容に関する証明書」もご活用ください） ・医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為を実施する前には、使用する手順書の妥当性を検討すること

厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室